

Title	社会運動における多文化共生理念の展開 : アメラジアンスクールを事例として
Author(s)	比嘉, 康則
Citation	大阪大学教育学年報. 13 P.123-P.134
Issue Date	2008-03
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/7365
DOI	10.18910/7365
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

社会運動における多文化共生理念の展開 —アメラジアンスクールを事例として—

比 嘉 康 則

【要旨】

いわゆるニューカマーの増加・定住化の傾向に伴い、現在、既存の諸システムの問い直しが進められている。そして、その問い直しのなかで鍵概念のひとつとなっているのが、多文化共生である。しかし、多文化共生という理念は、既存の社会構造の再生産を支持するものにも転じうる。そこで本稿では、社会運動としてのアメラジアンスクールを事例として、多文化共生という理念がどのように展開し、政治的なコンテクストのうえでどのように受容されてきたかを分析し、多文化共生理念をめぐる複雑化する現状の読解を試みた。分析の結果明らかになったのは、まず、多文化共生理念はわが子を被害者に位置づけることを忌避する親の感情と親和的である可能性である。また、多文化共生理念は支配的な公共性に変化を与えるだけの影響力を現在のところ有していないことである。そのため、結果的に既存の社会構造の再生産に順接的に機能してしまう可能性があるが、しかし同時に、多文化共生理念を実践面でもより豊饒化させようという人びとのつながりや創造性が、境界を超えるかたちで新たに生起している。

1. はじめに

1970年代以降のいわゆるニューカマーと呼ばれる新来外国人の増加と定住化の傾向に伴い、現在、政治・労働・医療・教育といったさまざまな領域において、既存のシステムの問い直しが進められている。その際、問い直しのキー・タームのひとつとなっているのが多文化共生である。この多文化共生という理念が意味するところは一樣ではないが、ひとまず字義通りに捉えるならば、多様な文化的背景を有した人びとが共に生きる社会の構築をめざす文脈で用いられていると見てよいだろう。このとき、多文化共生理念は、マイノリティの権利保障や承認を求める議論のなかで積極的に用いられてきたのであり、不公正な社会構造の是正を求める文脈の上に乗せられてきた。

しかし、多文化共生という理念は、上述のものとは別の文脈のなかで用いられることもある。たとえば、多文化に対する寛容は、国家による新たな差異の管理の方針でもあるとする議論がある。モーリス＝スズキ(2002)は、多様な文化を受け入れていこうという志向性は政治や行政の領域ではすでに明白であるとした上で、しかし、その公的な受け入れ過程では、さまざまな文化のなかから特定の文化のみを選出するフィルターが機能していると指摘する。つまり、審美的であること、管理可能な形態であること、既存の制度の構造的改変を迫らないこと、日本への忠誠心を明示していること、といった条件にかなう文化のみが、公的に寛容を示される対象となっているというのである。文化の多様性への寛容さが公的に表明されるなかで、実際には、既存の社会構造を揺るがさないような形で諸文化の間の境界線が引き直されている。モーリス＝スズキは文化的多様性をめぐるこのような状況を、「コスメティック・マルチカルチュラリズム」と呼んだ(モーリス＝スズキ 2002, 152-156頁)。そこで指摘されているのは、既存の社会構造を維持するプロセスが、支配的文化による従属的文化の一方的な抑圧や排除だけではなく、差異を包摂する動きとしても進められているという新たな政治状況である(米山 2003, 5頁)。

先述のように、多文化共生という理念は、社会的不平等の是正をめざす議論のなかで積極的に用いられてきた。しかし、上の指摘をふまえるならば、多文化共生理念を用いた言説生産に多様なアクターが参入するなかで、同理念には幾重もの意味や意図が折り重ねられている点に注意を向けなければならないだろう。そうであるとするならば、多文化共生理念をめぐる現状は、それが用いられている個々の文脈を丹念に読み解いていく作業によって検討される必要がある。

そこで本稿では、多文化共生という理念を用いるアクターのうち、社会運動に焦点をあてた分析を行う。

具体的な対象となるのは、沖縄県宜野湾市にあるアメラジアンスクール・イン・オキナワ (AmerAsian School in Okinawa. 以下、AASO) である。

AASOは、アメラジアン(アメリカ人とアジア人の間に生まれた人)を主な対象にしている民間の教育施設である⁽¹⁾。アメラジアンがアメリカと日本の狭間に立つ者であることを考慮して、そこでは日本語と英語、日本文化とアメリカ文化のどちらも教え、ダブル・アイデンティティを育むことをめざした「ダブルの教育」が行われている。在籍している子どもたちは、日本の教育制度で言えば幼稚園児から中学生までの約70人である(2006年11月現在)。

そのような教育施設としての側面をもつAASOは、国政や地方行政を相手取った社会運動も展開してきた。その運動の要求を一言であらわすならば、アメラジアンの教育権保障、である。2003年以降、AASOは、宜野湾市によって設立された人材育成交流センターの一部をその校舎としているが、これは、国政や地方行政を相手取った公的財政支援を求める運動の訴えの結果、宜野湾市によって設立されたものである。このように、AASOは運動をとおして経済的・物理的・人的資源を動員し、アメラジアンの教育権保障のための環境整備を実現してきた。AASOの運動は、一定の成功を収めているということができよう。そして、(限定つきではあるが)そのような成功は、多文化共生という社会理念を運動の訴えの中止に据えるなかで、勝ち取られてきたものなのである。

マイノリティの権利保障や承認を求めて支配的な社会構造の変革を迫るアクターのひとつとして、社会運動は重要である。多文化共生という理念が現在有している可能性と限界を見定めるために、社会運動による多文化共生理念の運用の検討は有意義であると言えるだろう。AASOの運動において、誰が、何を問題とするなかで、どのような視点から多文化共生という理念を掲げてきたのか、そして、AASOをめぐる政治的なコンテクストのうえでこの理念はどのような意義をもってきたのか。AASOは多文化共生という理念を掲げながら運動を展開し、限定的ではあるものの、成果を獲得してきた。このことをふまえるならば、同運動の展開を考察することは、多様性の尊重が所与とされつつある現時点における、多文化共生という理念がもつ可能性と陥穽を検討することにつながるだろう。

2. 社会運動としてのアメラジアンスクールの展開

まずは、AASOの運動の展開を、1997年から現在にいたるまで概観することにしたい。本稿に関係する範囲内で主要なできごとを挙げるとすれば、スクールの歴史は表1のようにまとめることができる。

表1：AASO関係年表

年	月	出来事
1997	4	あるインターナショナル・スクールが産業廃棄物処理場跡地に建設されていることが問題化
	11	保護者たちが環境調査を求めてインターナショナル・スクールや沖縄県と交渉 「アメラジアンの教育権を考える会」結成
1998	1	沖縄県に要請文「アメラジアンの教育権について」提出
	6	AASO 設立
1999	1	宜野湾市で学籍回復の措置
	9	宜野湾市が市内各小中学校長に民間の教育施設認可の通達
2000	5	政府が AASO への公的財政支援に向けた調整を開始
	7	宜野湾市が AASO への公的財政支援の基本方針を発表
2001	4	日本語指導教師の県からの正式派遣開始
	6	AASO 関係者による著書『アメラジアンスクール』出版
2003	4	新校舎へ移転
2004	7	NPO 法人格を取得
2005	9	多民族共生教育フォーラムに参加

AASOの運動は、97年4月、あるインターナショナル・スクールが産業廃棄物処理場跡地に建設されていた事実が問題視されたことを直接の始点としている。当時、幾人かのアメラジアンの子どもたちが当該の施設に通っていた。施設では以前から、異臭ガスの噴出、高温になる壁や床など、異常な出来事が起こっていたが、施設側からも保護者からも、大きな問題としては認識されてこなかった。そのなかで、産業廃棄物の不法投棄により異臭被害やダイオキシンによる健康被害を被っている人びとの様子と、その異議申し立ての状況を報じるテレビ番組をみた母親たちによって、インターナショナル・スクールが産業廃棄物処理場跡地に建設されていることが問題視される。その母親たちは、他の保護者をも巻き込みながら当該スクール側に対して事実説明を要請した。同時に、わが子たちをインターナショナル・スクールから退学させた。インターナショナル・スクールを相手取り、産業廃棄物による被害の解決を集合的に目指したこの動きを、AASOの運動の始まりとして位置づけることができる⁽²⁾。運動は当初、教育権の保障を訴える教育運動としてではなく、産業廃棄物をめぐる環境運動として始まったということができらう。

だが、学校側は保護者側の要求に耳を傾けず、施設の安全性を強調した。沖縄県に対して地質検査実施の申し立ても行うが、検査実施後、県は早々に安全宣言を出す。しかし、いくら安全であると言われても、保護者らはわが子を産業廃棄物処理場跡地に建てられた施設に戻すことが情情的にできなかった。

子どもたちを退学させた母親たちはその後、地元の公立学校に子どもを通わせたり、別のインターナショナル・スクールに通わせたりなど、各人各様の方向を模索する。しかし、別のインターナショナル・スクールにわが子を転校させた母親たちのなかで、新たな問題が立ち上がる。手狭な校舎といった施設の不整備である。母親たちは、同年11月、「アメラジアン教育県を考える会」を結成し、施設の拡充・移転などを求めて行政や民間団体に働きかけ始めた。同月20日、保護者らは、宜野湾市に対して施設の改善を訴える趣意書を提出する。環境改善を求める運動は、ここで教育施設の改善を求める運動へと転換している。

続けて98年1月22日、母親たちは、今度は沖縄県に対して要望書「アメラジアン教育権について」を提出する。しかしここでは、インターナショナル・スクールの施設の改善には言及されていない。県に要求されているのは、日本・米両国政府に対する基地内学校の授業料の軽減要請および父母への補助金支給、県立国際高校への「国際児クラス」の設置、英語での公教育の実現など教育環境の改善、アメラジアンの実態調査の4点である。未だに、多文化共生という理念は掲げられていないが、アメラジアンと教育権という2つの言葉の使用が公的に確認できるのは、この要望書が最初である。施設改善を求めていた運動は、ここにおいて、アメラジアン教育権保障を求める運動へと転換しているといえるだろう。

しかし、母親たちの訴えにもかかわらず、行政の対応は遅々として進まなかった。アメラジアンの子どもたちが学ぶ環境は変化しなかったのである。そこで98年6月、宜野湾市伊佐にある「県立駐留軍従業員等健康福祉センター」の会議室を校舎として、「ダブルの教育」を実践するAASOを母親たちは設立した。

設立直後の98年9月、スクールは校舎を移転する。スペースの狭さ、子どもの声に対する苦情など、同一施設のなかでオフィスと教育施設が同居することに無理が生じたためである。そこでAASOは、県有のオフィスの一角から、保育園として数年前まで使用されていた民間の賃貸住宅へと引っ越す（与那嶺2001、78頁）。

設立後から2000年の間にAASOの運動が解決に乗り出した大きな 이슈は、2つある。学籍が失われている一部のアメラジアンたちの学籍の回復を求めること、そして、AASOを不登校児の通う民間の教育施設として各学校長に認可させること、そのために、統一見解の提出を県に求めることである。

前者から確認していこう。98年12月、母親たちは一部のアメラジアンの子どもたちの学籍が喪失していることを発見する。学校に実際に通っていようとまいと、義務教育段階にある日本国籍を所持した子どもは、どこかの学校に学籍を有しているはずである。しかし、AASOに通うアメラジアンの一部は、保護者によって宜野湾市教委で就学義務の猶予・免除の処置が実行され、学籍を失っていた。しかしその処置は、保護者らに十分な説明がないまま進められており、保護者たちは就学義務の猶予・免除が日本の教育制度からの離脱を意味することについて、十分に理解していなかった。99年1月21日、母親たちは市に対して学籍回復を訴える（野入2001、127-129頁）。学籍自体は、訴えの直後の同月28日に回復された。

続けて運動は、AASOを民間の教育施設として位置づけることを求めていく。民間の教育施設とは、増加する不登校児童・生徒の数やフリースクール運動の高揚などを背景として文部省（当時）が1992年に出し

た通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」に基づいた、不登校児童・生徒の子どもたちに適切な支援・指導を行っている施設のことである。民間の教育施設認可は、当該児童・生徒の学籍が置かれた学校の校長の判断によって行なわれ、認可された施設への当該児童・生徒の出席は、学籍が置かれた学校への出席に代替可能とされた。

一般的な不登校問題ではないAASOは、この施策の意図に必ずしも沿った教育施設ではない。しかし、中学校卒業の学歴を確実なものとするために、そして、スクールでの学びの履歴を公的に残すことによって、高校進学の際に子どもたちが不利にならないために、母親たちは民間の教育施設認可をめぐる運動を展開していった。結果として、99年9月21日、AASOのある宜野湾市が県内では初めて市内の小中学校長に向けて民間の教育施設の認可を促進する通達を行ない、以後、他市町村へと同様の動きが広がっていくこととなる。

このような措置の拡大によって、アメラジアン教育権保障は徐々に進み始めた。しかし、AASOの運営は困難を極めていた。ネックとなっていたのは財政問題である（これは、現在に至るまで同様である）。赤字続きの運営を改善し、スクールの教育環境をより整備するために、母親たちは行政に対して公的財政支援の要請を始める。2000年2月18日、県に対する「教育および福祉を受ける権利の実質的保障についての陳情」の提出、同年3月25日、小淵恵三内閣総理大臣（当時）に対する「アメラジアン教育権の保障に関する申し入れ書」の提出などが行われた。その上で、国政の場では、アメラジアン問題に関して質問を受けた予算委員会において青木幹夫内閣官房長官・沖繩開発庁長官（当時）が、「政府として対応を早急にとりまとめた」と発言し、関係省庁に具体的方策の検討を既に指示したことを明らかにした。

以上のような展開の結果、政府は2000年5月、宜野湾市を窓口にした「米軍基地所在市町村活性化特別事業費」の活用によって、AASOの運営費軽減を図ることを発表した。それを受けて、宜野湾市は、同年7月にAASOに対する公的財政支援の基本方針を発表。AASOに対して県から日本語教師を2名派遣すること、AASOの校舎を新設することが確認された。結果、2001年4月、日本語指導教員の派遣が正式に開始される。校舎の新設については建設地の選定が難航したため遅れることとなるが、2003年4月、AASOは新設された宜野湾市立人材育成交流センター「めぶき」の1階フロアに移転する。

その上で、2001年6月1日、AASO関係者によって著書が出版される。『アメラジアンスクール——共生の地平を沖縄から』（以下、『スクール』）と題されたこの著作では、母親や支援者らによる体験談を盛り込みながら、AASOの運動展開やアメラジアンがこれまで置かれてきた社会的状況、アメラジアン教育権保障が実現されるべき論拠や、AASOによる社会への問題提起などが論じられている。いわば、AASOの公式の歴史書であり、理論書であり、マニフェストであると位置づけることができるものである。編者は照本祥敬であり、共著者としてセイヤー・ミドリ、与那嶺政江、野入直美の名前が並ぶ。セイヤーと与那嶺は初期から運動を主導してきた母親であり、照本と野入はAASOを支援している大学の研究者である。著書の出版されたこの時期、AASOは自らの主張を社会に向けて展開できるだけの資源を手に入れたといえるだろう。

続けてAASOは、2004年7月8日、沖縄県からNPO法人の認証を受けてその組織を改編する。また、2005年9月には神戸市で開催された多民族共生教育フォーラムに参加する。朝鮮学校や韓国学校、中華学校やブラジル人学校、インターナショナル・スクールなどと共に、国政に対して少数者の教育権保障を求める運動を進めることになったのである。

3. アメラジアンスクールにおける多文化共生理念の展開

3. 1. 基地問題の解決を求めるAASOの運動

AASOは以上のような歴史的展開を経て、現在も「ダブルの教育」という理念を中心に据えた教育を実践している。では、多文化共生理念は、どのように登場し、AASOの訴えのなかに位置づけられていったのだろうか。

前章で触れたように、AASOは最初、産廃処理場跡地をめぐる環境運動として始まり、次に、インターナ

ショナル・スクールの物理的な環境改善を求める運動として展開されている。ここでは、多文化共生のみならず、「ダブルの教育」という教育理念も登場していない。そこで主として求められていたのは施設の拡充であり、社会構造や教育システムの改善にまでその主張は延長されていなかった。

では、AASOの主張を、アメラジアンをめぐる問題の背景にまで延長させた要因は何だったのだろうか。ここでは、98年1月に県に提出された要望書、「アメラジアンの教育権について」が重要である。先にも触れたように、アメラジアンと教育権という2つの言葉の使用が公的に確認できるのは、この要望書が最初である。AASOの運動は、この要望書の提出を契機として、アメラジアンの教育権保障を求める運動へと転換していることがわかるだろう。

この転換には、2人の人物が重要なアクターとしてかかわっている。1人目は、上里和美である。歯科医かつ作家である彼女は、大田昌秀が1990年に沖縄県知事に初当選した際に、副知事候補として知事に推されたものの、議会の不同意により「幻の副知事」となった人物であるとされる（自著『アメラジアン』の著者近影より）。また、政治的には、反基地の立場をとってきた運動家でもある。上里は、運動を進めてきた母親らと同じインターナショナル・スクールに自らの子どもを通わせていた。そして、産廃処理場跡地の問題が持ち上がった際には、他の母親たちと同様、当該スクールから子どもを自主退学させたが、その後、運動への参加要請を保護者たちから受け、以後、彼女はAASOの初期の運動を支えることとなった（上里1998、16頁）。上述の要望書を直接執筆したのは、この上里である。

そして、要望書を執筆する上里に対して助言を行ったのが、在日外国人の権利保障をめぐるいくつかの運動に参加してきた、研究者の田中宏である。当時、上里と田中の間に面識はなかったが、田中の存在を知った上里が奇襲的に田中に連絡をとる。そこで上里からアメラジアンをめぐる状況を聞いた田中は、上里による要望書の執筆に助言を行った。そこで行われた助言とは、憲法や国際法、国内法といった各種法令のなかから、アメラジアンの権利保障につながる部分を指摘していくことであったとされる（上里1998、198-200頁）。

このような2人の人物が大きくかかわりながら作成された要望書のより詳細な内容は、次のようなものである。要望書は、アメラジアンとは「過去52年の米軍基地の歴史」という「特殊な歴史的事情を持った人たち」であると定義する。このような沖縄の歴史が、アメラジアンをめぐる教育や福祉、国籍の問題を生む社会的事情を生み出してきたとするのである。その上で、「戦後沖縄で生まれた多くのアメラジアンとその子孫に対し、歴史的・同義的責任を、政府および行政が明確に自覚してもらいたと思います」とあるように、問題解決の責任主体として政府・行政を指名する。

同時に、「アメラジアンは、人種、国籍で括られないマイノリティー」であるとされる。世界人権宣言26条1～3項では「教育を受ける権利」が、国際人権規約27条では「少数者集団の権利として自己の文化の享有と自己の言語の使用」の権利が、子どもの権利条約28条では「子どもの教育を受ける権利」、30条では「少数者集団の人権」をそれぞれ保障するように明記されていることが列挙される。そのような各種国際法規に加えて、日本国憲法や教育基本法にも言及される。その上で要望書は、「国籍、人種で括られないアメラジアンの人権を保障するべき」という結論を導いている。

しかし、以上のような法的論拠があるにもかかわらず沖縄のアメラジアンの人権は現在のところ保障されていない、と要望書は訴える。「反基地感情の渦巻く沖縄」では、アメラジアンの子どもたちには「彼らの受け継いだ半分を否定」するような眼差しが向けられているが、そのような状況下では、アメラジアンの子どもたちは「人間としての尊厳」が傷つけられるからである（上里1998、202-210頁）。

以上のように、運動初期のAASOの主張は、上里と田中のこれまでの個人的な主張が折衷されながら⁽³⁾、アメラジアンの教育権保障と、ひとつの基地問題の解決という2つの目的が抱き合わされるかたちで展開されている。

3. 2. 多文化共生社会の実現を求めるAASOの運動

このように、AASOの運動は当初、多文化共生を訴えるものではなかった。しかし、教育権保障の論理と基地問題の論理を領有していたこの運動は再度転換する。それは、運動の目的の、基地問題解決の文脈から、多文化共生社会の実現の文脈への移行である。

民間の教育施設の認可獲得をめぐる運動が進められていた最中の99年3月5日、AASOは有馬朗人文部大臣(当時)に「国際児のための教育環境整備に関する要望書」を提出した。そこでは、要望のひとつとして次のようなことが記されている。

国際児の子どもたちは、多言語・多文化の生活背景をもつ子どもたちです。この子どもたちが、容姿による差別や「いじめ」にあうことなく、学ぶ喜びや友だちと交流することの楽しさを実感できるような教育環境づくりを、公教育制度が担うべき重要な課題として位置づけ、学校教育のなかに実現させていってください。具体的には、欧米の多くの国で取り組まれている多文化教育の導入、そのための専門的スタッフの配置、カリキュラムや教材開発等についての予算措置を講ずるよう要請します。

文部省に提出されたこの要望書は、「多言語・多文化の生活背景をもつ子どもたち」が「学ぶ喜びや友だちと交流することの楽しさを実感できるような教育環境」へと日本の学校教育を改編することを主張するものである。またここでは、そのような教育環境を構築していくための具体的なプログラムとして、多文化教育の導入も求められている。行政に対する要請文のなかで多文化教育という概念の使用が確認されるのはこれが最初である。

このような議論の転換が果たされている理由のひとつは、運動参加者の一部の入れ替わりにある。反基地の論理を用いてアメリカンの権利保障を論理づけていた上里は、1999年ごろから運動から退く。その上里と入れ替わるようにしてAASOをめぐる議論を展開し始めたのが、研究者である照本祥敬と野入直美である。

野入(1999)によるアメリカンをめぐる問題の解釈は、上里のものとは対照的であると言ってよい。野入がその冒頭部で行っているのは、基地言説にアメリカンが過剰に結びつけられることへの批判である。

確かにアメリカンの存在は基地と深くかかわっているが、一人ひとりの子どもは、置き捨てられた石ころのような受動的な存在ではない。また、基地がもたらす沖縄の不幸の象徴として毎日を暮らしているわけでもない。アメリカンの教育権は、彼らがありのままの自分を否定されずに生きていくための、学びの権利である。それが制度的に保障され充実していくことは、沖縄、日本社会が彼らと共に生きる開かれた国際的な社会になれるのかを問う、試金石だと考えられる。私たちは、どのようにその社会をつくっていくのかという課題を投げかけられている。(野入1999, 7頁)

野入は、アメリカンと基地とを問題認識の上で分離しようとする。そして、分離した上でこの問題・運動があくまでも教育権に関するものであることを示し、「国際的な社会」形成への「試金石」としてその動向を位置づけているのである。野入のこの議論では、「基地がもたらす沖縄の不幸の象徴」からアメリカンを引き離し、教育問題として位置づけ直すことが企図されていると言えるだろう。

このように野入は、基地問題から教育問題へとアメリカンをめぐる問題の解釈枠組みを転換しているのであるが、その際同時に、スクールが掲げる「ダブルの教育」という教育理念・実践が、多文化教育の理念・実践と共鳴していることも指摘している。野入によると、スクールの教育運動は「マイノリティの子どもたちの母語・アイデンティティ教育」を提供していくものであり、スクールでの実践は、「カリキュラムが充実すれば、沖縄から発信される多文化教育になる」可能性を有するものである(野入1999, 9-11頁)。

また、照本(1999)は、「『問題』の起点として、やはり米軍基地の存在を指摘せざるをえないだろう」と述べるものの(17-18頁)、上里のように基地問題の文脈の上でのみ主張を展開せず、議論の筋をもう1本用意している。それが、多文化共生社会の実現という主張である。照本は、日本人を育てることを目的としている教育行政には単一民族幻想が残存していることを指摘した上で、「『公』教育=『国民教育』の実相は、国内のマジョリティ・グループのための『民族教育』ではなかったのか、といった視角からの問い直し」としてマイノリティ・グループの教育運動を捉える。AASOの教育運動も、照本にとっては「公」

教育を問い直す動きのひとつである。「多文化社会における〈共生〉を可能にする制度空間をどのようにデザインしてか」という課題を日本社会および日本の教育に課す動きのひとつとして、スクールの運動は位置づけられているのである（照本 1999, 20頁）。

上里と照本・野入の議論の違いは、アメラジアンをめぐる問題の解釈枠組みの違いに見出すことができる。上里は、問題の基底に基地問題を見出し、その枠内で議論を進める。他方で野入は、アメラジアン問題と基地問題とを切り離し、多文化教育というフレームのなかで議論を展開する。照本は、アメラジアン問題と基地問題のつながりに言及しつつも、基地問題をあくまでもコンテキストの位置に据え置き、主要な議論は多文化共生社会という枠内で行う。このように、AASOの運動を理論的に補完するアクターが変化するなかで、多文化共生の理念はAASOの主張のなかで登場し、位置づけられるにいたった。

ただし、多文化共生理念への転換は、研究者によって一方的に行われたものではない。アメラジアンの母親たちもまた、その転換を望んでいた。なぜならば、母親たちはわが子を基地の文脈で読み解かれることに対して、否定的な感情をもっていたためである（照本 2002, 181-182頁）。セイヤー（2001）は、「掲載される新聞記事に『いじめ』『母子家庭』『無国籍』『米軍基地』などとネガティブな言葉が並ぶたびに、沖縄社会からの『基地の落とし子』としての視線がとてもしんどかった」と「当事者の母親の思い」を代表して述べている（セイヤー 2001, 109頁）。研究者による基地問題から教育問題への転換、多文化共生という解釈枠組みの採用は、基地の文脈の上で子どもたちを理解されることに対する、母親たちの拒否感との共鳴のなかで進められたのである。

3. 3. 政治の場面での受容

AASOの運動は、2000年前後に多文化共生という理念にもとづいた主張を展開し始め、現在に至っている。ではその主張は、政治や行政の場でどのように受容されているのだろうか。

まず、教育権保障と基地問題の解決という2つの文脈の上でAASOの主張が展開されていた時期についてみてみよう。98年1月に沖縄県に要望書「アメラジアンの教育権について」を提出した後、県議会ではアメラジアン問題について議論された。同年3月2日に開かれた県議会（定例会）の一般質問において、新垣米子県議会議員（共産党・当時）は「アメラジアンの教育権の問題について」の質問を行っている。質問は、「同じ沖縄の女性として、米軍基地と共存させられてきた沖縄のもう一つの女性の歴史を突きつけられた思いがしました。沖縄県民が共有してきたこの問題を、県民から負託を受けた県議会と沖縄の基地問題の解決を県政の第一の柱として責務を負っている県政が力を合わせて解決しなければならない問題だと痛感しました」という新垣議員の感想から始まっている。しかし、当議員にとって、アメラジアンの教育権をめぐる問題が基地問題というフレームの中で解釈されていることがわかるであろう。上里の議論とこの議員の質問の間では、アメラジアンの教育権問題の背景に米軍基地の存在が読み取られ、問題の解決主体として、基地問題の延長線上に浮かび上がる県議会ならびに県政が指名される、という論理的な流れが共有されているのである。

国政の場でも同様である。民間の教育施設の認可獲得をめざして運動が展開されていた最中、99年3月9日の参議院文教・科学委員会において、松あきら参院議員（公明党・当時）が有馬朗人文部科学大臣（当時）と辻村哲夫文部省初等中等教育局長（当時）に対し、「アメラジアン問題について」の質問を行っている。質問は、「沖縄にもう一つの沖縄問題があるというふうに言われております。それはアメラジアンと呼ばれております子供たちのことでございます。これは主に米軍人と地元の女性との間に生まれた子供たちでございます」との導入から始まり、アメラジアンの実態調査の実施やAASOの法的位置づけ等が問われた。アメラジアン問題は「もう一つの沖縄問題」であるという位置づけ、つまりは基地問題の一環という文脈が、ここでも採用されていることがわかる。

ただし、国会での議論が行われていたこの時期、既にAASOの運動は、アメラジアン問題は多様な存在を受け入れる教育環境の実現を提起する問題でもあるとして、その訴えを定式化し始めていることに留意されなければならない。先述の、99年3月に文部大臣に手渡された要望書では、アメラジアンの子どもたちが「多言語・多文化の生活背景をもつ子どもたち」であること。そして、そのような子どもたちが差別やいじめに会わない学校環境の整備を行政が実現するために、多文化教育の導入等を実施することが要請さ

れていた。しかし、確認されたように、多文化の尊重を求める訴えは、政治の場面ではほとんど顧みられていない。他方で、基地問題という文脈は全く機能しなくなったわけではなく、残存している。

このようなねじれた構図は、以後、AASOが多文化共生の論理を主張のなかに更に組み込みながら、公的財政支援の実施を要求していくなかでも引き続き確認できる。2000年3月29日の宜野湾市議会定例会では、大城政利議員（公明党・当時）が比嘉盛光市長（当時）に対して、AASOへの公的財政支援に関する質問を行っている。そこでは、当該議員による「いま要望の中で基地あるがゆえのこの問題だという位置づけもありますので、基地の交付金等活用する中で、例えば学校をつくるとか、あるいは用地を確保するとか、こういうことをぜひお願いしたいと思います」との質問に対し、市長の「やはり基地あるがゆえに派生する大きな社会問題でございますので、せめて学校、施設そのものについては、教育をなす上の基本施設でございますので、その面に対する補助ができないかどうかを含めまして、学校が所在する市長として強力に要請してまいりたいと思っております」との答弁がなされている。

ここにあるように、議員らはアメリカンをめぐる問題を「基地あるがゆえの問題」として捉えている。ただし、スクールの運動は公的財政支援の要求のなかで、「基地あるがゆえのこの問題」という位置づけをアメリカン問題に与えていない。むしろ、距離をとっているともいえる。「基地あるがゆえの問題」という解釈は、AASOの運動の主張内容とは別に、この問題の行政的な解決が模索される過程で選択されているのである。

ここからは、政治の議論の場では、基地問題の解決という文脈は受け入れられやすい論理の型であることがわかるだろう。政治的決定のすべてには何らかの公共性が求められるが、基地対策と呼ばれるような一連の行政対応には、既に公共性が認められ、法令や予算といったかたちで制度化も行われている。AASOへの財政支援に関する措置は、この既存の公共性の論理を反復することで実施されたのである。

3. 4. AASOの運動の現在

AASOは運動の展開のなかで公的財政支援を獲得するなどして、教育環境の整備を実現してきた。しかし、財政面を中心にして、アメリカンの教育権保障をめぐる問題は未だ十分に解決されるには至っていない。

そのようなAASOは、NPO法人格の取得と共に、2005年9月、多民族共生教育フォーラムへの参加を行っている。1995年の阪神淡路大震災を契機に兵庫県内の外国人学校・民族学校が集まってつくられた兵庫県外国人学校協議会を母体とするこの組織は、2005年に結成され、朝鮮学校や韓国学校、中華学校やブラジル人学校などの外国人学校・民族学校が参加している。第1回目のフォーラムは兵庫県神戸市で行われたが、その「呼びかけ」には、同組織の目的が、「私たちは、多民族・多文化共生社会を実現するために、全国の外国人学校・民族学校が一堂に集まって各学校に抱えている問題を持ち寄り、相互に他の学校の経験から学びつつ、共通の問題について協力して取り組み、また『外国人・民族的少数者』の子どもたちの教育権を保障するよう、日本社会に訴えていきます」(多民族共生教育フォーラム2005実行委員会、2-3頁)とある。当組織が、多民族・多文化共生社会の実現のために、各教育施設の連携と、社会への問題提起を行うことを目的としていることがわかるだろう。AASOは、全国的に展開される運動へと自らを位置づけることで、基地問題という沖繩に根強い政治的文脈から距離をとり、多文化共生の文脈に即した運動への転換をより進めているのである。

また、AASOを支援する研究者による議論は、多文化共生の議論をより深化させる方向に進んでいる。同様に確認することができる。野入(2006)は、「沖繩の公立学校におけるアメリカンの学びの導入に向けて」と題する論文のなかで、公立学校におけるアメリカンのワークショップの実践を題材にしながら、多文化共生教育のあり方を模索している。そこで野入は、〈違い〉の尊重を意図した多文化共生をめざす学びが、しばしば、〈違い〉を固定化するという意味で問題があることを指摘している。アメリカンという存在は一元的には捉えられず多様であるが、「英語べらべらでカッコいいね」というような形で〈違い〉を強調し、固定化する学びでは、アメリカンの内部に英語能力にもとづく序列化を持ち込むことを帰結とするのである(31頁)。このように論じる野入は、男女の違いの脱構築を志向するワークショップを参照した上で、「アメリカンの共生をめざす教育、さらに日本における多文化共生のための教育は、学べる

ことがたくさんあるように思われる」と述べる。そこから見出される学びの方向性は、「(違い)も(重なり)も、最初からあるものではなく、振幅をもって揺れ動くこと、ときに意図的に、さまざまな権力関係の中で作られるものとして見ていく必要がある」といったものである(33頁)。アメラジアンをめぐる問題の考察をとおして多文化共生をめざす学びがいかに豊かに設計できるのか。野入の議論は、学校における具体的な学びの実践へと拡張されているといえるだろう。

4. 考察

本稿は、社会運動に焦点をあて、多文化共生という理念がいかに運用されているかを分析することを主題としている。AASOの運動において、誰が、何を問題とするなかで、どのような視点から多文化共生という理念を提唱してきたのか、そして、この言葉がAASOをめぐる政治的なコンテキストのうえでどのような意義をもっていたのかを明らかにすることを試みてきた。

以上の議論から指摘できるのは、以下のような点である。

まず、多文化共生という理念は社会運動にとって、選択の対象であるということが押さえられなければならない。AASOの運動は、反基地をめぐる運動としての自己定義を経て、多文化共生を主張するものへと転換してきた。転換の際に、基地問題の文脈に自らの運動を埋め込むことは、運動参加者によって積極的に退けられている。その意味で、多文化共生という理念は他の諸理念との緊張関係のなかに位置づけられているといえるだろう。

では、緊張関係にある諸理念のなかで、なぜ反基地は否定され、多文化共生が選択されたのか。その選択の際に作用している要素はなにか。そこで注目されるのは、AASOの運動展開のなかで、基地問題への接続は母親によって忌避されてきた、という点である。上里によって採用されたアメラジアン問題＝基地問題という論理は、アメリカによる直接統治、日本による米軍基地の押し付けという沖縄の戦後史の被害者にアメラジアンを位置づけることで、問題解決の責任者として日本政府や県を指名することを可能にするものであった。これは、加害者－被害者の図式を明確にする点に、運動の戦略上の利点があったと言える。しかし、先にも引用したが、「掲載される新聞記事に『いじめ』『母子家庭』『無国籍』『米軍基地』などとネガティブな言葉が並ぶたびに、沖縄社会からの『基地の落とし子』としての視線がとても嫌だった」とセイヤーが述べるように、母親たちの感情は、アメラジアン＝わが子が基地被害者として理解されること、加害者－被害者の図式のなかにわが子が位置づけられることと親和的ではない。対して多文化共生理念は、多様な文化的背景をもつ存在と共に生きるという字義どおりの意味である限りにおいて、加害者－被害者というタテの構図ではなく、文化的存在－文化的存在というヨコの図式のなかにアメラジアンを位置づけるという点で、母親たちの忌避感情に抵触するものではない。AASOの運動展開のなかで母親と研究者らの共鳴によって多文化共生理念が採用された理由は、以上のように跡付けることができる。

ここでは、わが子の現状を、劣性のレッテルを帯びた病ではなく、教育への権利に基づいた選択のひとつであるとした不登校運動との類似性を指摘することができるだろう。この意味では、わが子を被害者に位置づけることの忌避は、教育運動にある程度見られることであると言えるかもしれない。近年の社会運動全般に共通する傾向でもあるが、教育をめぐる現在の多くの運動は、市民や保護者を中心に行われている(乾 1996, 中西 1996, 中西・乾 1997)。そのことを踏まえるならば、教育運動における多文化共生理念の採用は、わが子を被害者に位置づけることを忌避する感情を理由としながら一般化していくと考えられるだろう。

本論の議論から言えることとして、次に、多文化共生理念の運動戦略上の効果の限界と可能性がある。AASOの運動は、その初期にはひとつの基地問題の解決を訴えていたものの、次第にその主張のフレームは、多文化共生社会の実現へと転換していった。しかし、AASOの主張が議会等でどのように受容されたかを確認した際に明らかになったように、公共性の認定を行う政治場面では、多文化共生の論理は採用されず、基地問題解決の論理の上でアメラジアンの教育権保障は解釈されていた。これはひとえに、多文化共生という理念が、実際の政治過程において公共性の根拠となりえない現状を示している。運動が多文化共生社会の実現を訴えている一方で、行政による実際の制度運用や資源の分配は基地の論理のなかで進めら

れているのである。

ここで危惧されるのは、冒頭で引用したモーリス＝スズキが指摘するように、多文化共生理念を掲げながら進められる社会運動が、結果的に既存の社会構造の再生産に順接的に機能してしまう可能性である。本論の事例で言えば、多文化共生という言葉を表面的に伴いながら、基地負担と補助金投下の抱き合わせという形の既存の沖縄と日本の関係が再生産される可能性が、指摘することができるかもしれない。

しかし、本論の最後で確認されたように、AASOは他の民族学校やインターナショナル・スクール等とネットワークを結びながら、多民族・多文化共生社会の実現を国政に訴える運動を展開し始めている。また、野入の議論が示していたように、多文化共生理念にもとづいた学びの創造も進展しつつある。確かに、多文化共生という理念は現状では脆弱であり、既存の行政処理過程に変化を与えるほどの影響力をもたないかもしれない。しかし、その脆弱さのなかで、多文化共生の理念を実践面でより豊饒化させようという人びとのつながりや創造性が、境界を越えるかたちで新たに生起しているといえるのではないか。

今後は、他の社会運動との比較研究を進めていくと共に、特に教育運動が提唱している多文化共生理念が、教育実践の場面において教職員やスタッフにどのように受容され、実践に転換されているのかについて、考察していくことが求められるだろう。

【注】

- (1) 沖縄は、数多くのアメリカンが生まれている地域のひとつである。1999年6月、沖縄県教育委員会は「外国人の子弟及び重国籍児の就学状況に関する実態調査」の中で、日本人と外国人の間に生まれた学齢期の「外国人の子弟及び重国籍児等」を、当時で、小学生600人、中学生116人、計716人としている。しかし、野入(2000)が幼稚園から高校までのアメリカンの子どもの数は約3,900人であると推定するなど(215-216頁)、この調査結果には疑問も投げかけられている。
- (2) 道場・成(2004)によると、「社会運動とは、①複数の人びとが集散的に、②社会のある側面を変革するために、③組織的に取り組み、その結果④敵手・競合者と多様な社会的な相互作用を展開する非制度的な手段をも用いる行為である」(4頁)。環境被害を訴えた当時のAASOの動きは、組織的であったかどうかは定かではないが、他の3つの条件はおおむね満たしている。社会運動の初期の形態として把握することができるだろう。
- (3) 上里の個人的な主張については、『アメリカン』という自著も参照(上里 1998)。上里によるこの著書は、「アメリカンは、「基地沖縄」の矛盾の象徴である。／アメリカンは、軍事戦略の歴史と歩みを共にする。／アメリカンは、遺伝子の語る物語である。／アメリカンは、朝鮮半島に、ベトナムに、フィリピンに、タイ、そして日本に生まれた」という自作の詩で始まる(上里 1998, 1頁)。

【参考文献】

- 乾彰夫 1996 「教育政策・教育問題」 渡辺治編 『現代日本社会論』 労働旬報社, 400-415頁。
- 道場親信・成元哲 2004 「社会運動は社会をつくる？」 大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編 『社会運動の社会学』 有斐閣, 1-11頁。
- 中西新太郎 1996 「教育運動」 渡辺治編 『現代日本社会論』 労働旬報社, 616-633頁。
- 中西新太郎・乾彰夫 1997 「90年代における学校教育変遷と教育運動の課題」 渡辺治・後藤道夫編 『講座 現代日本4 日本社会の対抗と構想』 大月書店, 163-247頁。
- 野入直美 1999 「アメリカンの教育権」『解放教育別冊 人権教育』 7。
- 野入直美 2000 「沖縄のアメリカン 教育権保障運動が示唆していること」 山本雅代編 『日本のバイリンガル教育』 明石書店, 213-252頁。
- 野入直美 2002 「アメリカンの教育権を考える」 照本祥敬 『アメリカンスクール』 ふきのとう書房, 115-155頁。
- 野入直美 2006 「沖縄の公立学校におけるアメリカンについての学びの導入に向けて——<違い>と<重なり>をいかに学ぶか」 『解放教育』 469, 27-37頁。
- 照本祥敬 1999 「アメリカンの子どもたち」『九州教育学会研究紀要』 27, 17-21頁。
- 照本祥敬 2002 「共生する社会に向けて」 照本祥敬 『アメリカンスクール』 ふきのとう書房, 158-193頁。
- テッサ・モーリス＝スズキ 2002 『批判的想像力のために』 平凡社。
- セイヤー・ミドリ 2002 「アメリカン・スクールがめざすもの」 照本祥敬 『アメリカンスクール』 ふきのとう書房, 81-114頁。

- 上里和美 1998 『アメラジアン』 かもがわ出版。
米山リサ 2003 『暴力・戦争・リドレス』 岩波書店。

Development of multiculturalism in a particular social movement : Case studies of the AmerAsian School in Okinawa

HIGA Yasunori

With a tendency toward increase and domiciliation of the so-called “New Comer,” the issue regarding the rectification of the many existing systems is being raised at present. Further, multiculturalism has become one of the key concepts in the reconsideration. However, multiculturalism can support the reproduction of the existing social structure. Therefore, in this report, I analyze the development of multiculturalism in the AmerAsian School in Okinawa as a social movement and reception in a political context. A purpose of this analysis is to understand the complicated present conditions related to multiculturalism.

The results from the analysis clarify the following points. At first, multiculturalism is an object of choice with other many ideas. Further, the symbol representing “mother” can become the one of the elements determining this choice. In addition, the multiculturalism does not have influence to give dominant publicity a change for the present. Therefore, as a result, the multiculturalism may contribute to the reproduction of the existing social structure. However, a connection and the originality of people aiming at making multiculturalism fertility are brought about across the border.